-リンク、N V O C C C L U B

カーゴクレーム実務や外航貨物保険の基礎を解説

|荷主と運送人の責任範囲||テーマにセミナー

俱楽部(NVOCC CLUB)は6月12日、東京都千代田区の東 部構成で、第1部では岡部・山口法律事務所の仁井稔大弁護士が力 た。当日は約150人が参加した。 の福本絵理氏が外航貨物海上保険における基礎について解説を行っ 京海上日動ビル新館で、「荷主と運送人の責任範囲―カーゴクレー ムの基礎についてー」と題してセミナーを開催した。セミナーは2 ゴクレームの実務について、第2部では東京海上日動海上業務部 東京海上日動とインターリンク、NPO法人外航利用運送事業者

がらカーゴクレームの実 務について解説を行っ が講師を務め、海上運送 法律事務所の仁井弁護士 航空運送とを比較しな

第1部では岡部・山口 集が極めて困難になると 間が経過すると証拠の収 が多く、事故発生から時 前および事故発生直後の 証拠が勝敗を分けること クレームでは、事故発生 仁井弁護士は、カーゴ

拠を収集しておく必要が 何を立証しなければなら いう特徴があることを説 送人のそれぞれの立場で するためにどのような証 ないのか、それらを立証 その上で、荷主・運

福本氏 組み込まれた保険の機能 対する備え②貿易制度に ①国際間の輸送リスクに ける必要性~」として、 ③国際運送人の責任範囲 要なのか〜貨物保険をか 福本氏はまずはじめに なぜ貨物保険が必

仁井弁護士

日動海上業務部の福本氏 物海上保険における基礎 が講師を務め、インコタ 発生した場合に備えて立 も、普段から貨物事故が 立場でも運送人の立場で あるのかを説明した。 について解説を行った。 故時に提出できる状態に る習慣を持ち、万一の事 証に必要な証拠を保存す しておくことが企業防衛 一望ましいと強調した。 第2部では、東京海上 仁井弁護士は、荷主の ムズを踏まえた外航貨

肢)があることを具体的 守る手段として貨物保険 れること、損害が発生し ④海上輸送に固有の制度 な事例を挙げながら説明 を手配する必要性(選択 ることから自社の貨物を た場合も責任制限額があ の航海過失や火災が発生 発生した場合などは分担 しても運送人は免責とさ て解説した。海上輸送中 した。また、共同海損が (共同海損等)一につい

ク負担が変わるのか~イ

次に「2. どこでリス

可能であることも解説し 険会社が代行することが

当日は約150人が参加

討等の必要性を解説し 国内リスクの保険付保検 挙げ、貿易条件の確認や 保漏れがあることを例に 国内のリスクの保険の付 ケースで散見される日本

事項を列挙し、「奥地ま の補償範囲~保険期間と の確認が必要だと説明し 終了と見なされる四つの グで保険が終了するのか 険が開始しどのタイミン 特にどのタイミングで保 での長期輸送・中間保管 を説明した。保険期間が について、保険期間では して貨物保険の補償範囲 補償内容について~」と 仕分け」などがないか 最後に「3. 貨物保険

金の支払いや複雑な事務

手続きを荷主に代わり保

活用いただきたい」と述 海外との貿易取引に有効 べ、締めくくった。 一保険の基礎を踏まえ、 福本氏は「外航貨物海

海外投資保険の引き受け決定 ミャンマーティラワ港ターミナル運営事業への出資案件

NEXI

平均15%超のペースで 増加しており、今後も れる。一方で、ミャン さらなる成長が期待さ マー全体の約9割の貨

湾設備一式は日本の円 本プロジェクトの港

物のシフトが見込まれ ラワ地区港への海上貨

ラワ経済特別区(SE 年にミャンマー・ティ ートを行っており、S 海外投資保険でのサポ Z) の運営に関して、

利用されている貿易条件 実例を挙げて説明した。 担)と保険手配について げ、リスク負担(危険負 なインコタームズを挙 いて~」として、代表的 ンコタームズの選択につ

る「インフラシステム 輸出戦略」にも合致 解決に資する取り組み 生かし、相手国の課題 でもあり、政府が進め

説。輸出のFOB条件の 時期が違うことなどを解 によって保険期間の開始